

警察庁丙生企発第6号  
公取企第4号  
国土入企第3号  
令和元年5月27日

建設業団体の長 殿

警察庁生活安全局長



公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長



国土交通省土地・建設産業局長



### 警備業における取引実態調査の結果を踏まえた対応について

警備業では、昨年、(一社)全国警備業協会において、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定し、警備業務の依頼者との協働による取引上の課題解決等に取り組んでいるところです。

警察庁では、関係省庁と連携しながら、これらの取組を支援しているところです。こうした中、警備業の取引実態を把握するため、公正取引委員会において、警備業の取引実態調査を実施したところです。

また、警察庁と国土交通省においては、警備業者との取引が多い業種の一つである建設業者との取引実態について、関係業界団体を通じて調査を行ったところです。

公正取引委員会が行った警備業の取引実態調査では、建設業者と警備業者との一部の取引において、建設業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められました。特に、不当な給付内容の変更及び不当な経済上の利益の提供要請について、今後の取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているとの警備業者からの回答が比較的高い割合となっていました。



警察庁と国土交通省が行った警備業者と建設業者との取引実態調査結果では、契約内容（特に、警備業務の変更に係る事項）について不明確なものが比較的多い状況が認められました。契約内容が不明確であることは、問題発生時に当事者間のトラブルとなり得るだけでなく、警備業務の依頼者である建設業者において、取引上問題となり得る行為であるとの疑いを受けるおそれがあります。

したがって、建設業の業界団体におかれましては、上記調査結果を踏まえ、本調査結果及び独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の内容について傘下会員に周知徹底するなど、違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた取組を行っていただくとともに、警備業における適正取引を推進するため、契約内容の明確化を図っていただくようお願いいたします。